

資料編

1. 南アルプス市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本方針（第8条—第10条）

第3章 基本施策（第11条—第20条）

第4章 環境審議会（第21条—第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

前文

わたくしたちのまち南アルプス市は、青く澄んだ空と南アルプス山系の雄大な自然から豊かに実る里山の自然、田園風景へと続くかけがえのない貴重な自然財産に恵まれています。

しかし、一方、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。

本市においても世界自然遺産登録を目指している南アルプスの高峰「北岳」では、近年、サルやニホンジカが高山にまで侵出し、ライチョウの生息地を圧迫することや高山植物の植生に変化を引き起こすなど、地球温暖化が一因と思われる生態系への影響が見受けられます。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、わたくしたちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、このかけがえのない南アルプスの自然環境の恩恵を将来にわたって、守り、育み、更に継承する責務があります。

わたくしたちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していかなければなりません。

こうしたことから、良好で快適な南アルプス市を目指すため、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造についての基本理念等を定めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施

策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動（営利又は非営利活動、公共的活動等）を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 滞在者 観光、旅行等で本市に一時的に滞在する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び滞在者が健康で文化的な生活を送るために欠くことのできない豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者、市及び滞在者がその責務に応じた公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとの認識の下、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常

生活における資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとする。

- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、第4条に定める市民の責務に準じて、環境の保全及び創造に努めるものとする。

第2章 基本方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に環境施策を行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境を適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境が確保されること。
- (4) 良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ることにより、良好で文化的な生活環境が形成されること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、事業者及び滞在者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、南アルプス市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 基本施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関連する施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合性の確保を図る他、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第1号に掲げる措置に準じて必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の施設の建設及び維持管理を行うに当たり、太陽光、水力、バイオマス等の自然エネルギーを積極的に活用すること。
- (2) 市の物品等の調達及びその他の事業の実施に当たり資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ること。
- (3) 市民、事業者及び滞在者が資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な支援及び協力を行うこと。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、市民、事業者及び滞在者が良好で快適な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者及び滞在者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民、事業者及び滞在者の意見の反映)

第18条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たり、市民、事業者及び滞在者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、庁内関係部局相互の連携を図り、市民、事業者及び滞在者の意見に基づき環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、広域的な取り組みが必要とされるものについて、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(審議会の設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、南アルプス市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造における基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第24条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第27条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審査するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第28条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(南アルプス市環境審議会条例の廃止)

2 南アルプス市環境審議会条例(平成15年南アルプス市条例第154号)は、廃止する。

2. 南アルプス市環境基本計画策定経過

年月日	項目	内容
H21.9.9	策定委員会(第1回)	策定方針・スケジュールの説明、アンケート内容の協議等
H21.9～10	アンケート調査実施	市民2000人、事業所200社、児童・生徒(市立小学校6年生・市立中学校2年生)、滞在者100人
H21.12.10	庁内委員会(第1回)	策定方針、アンケート結果報告、環境の現状について報告・協議
H21.12.24	策定委員会(第2回)	アンケート結果報告、環境の現状について報告・協議
H21.12～ H22.2	ヒアリング調査	市内NPO、企業、学校等9団体
H22.1	策定委員意向調査	環境の課題、望ましい将来像についての意向調査
H22.3.3	庁内委員会(第2回)	環境についての課題・望ましい環境像について協議
H22.3.10	策定委員会(第3回)	計画素案について 環境についての課題、望ましい環境像について検討
H22.6	庁内ヒアリング調査	庁内関連部門の実施事業の確認、目標値の設定
H22.6.22	庁内委員会(第3回)	重点施策の内容確認と目標値の協議
H22.6.28	策定委員会(第4回)	計画素案について 重点施策、目標値について検討
H22.7.29	庁内委員会(第4回)	基本目標と目標達成への取り組み、重点プロジェクトについて協議
H22.8.17	策定委員会(第5回)	計画素案について 基本目標・目標達成への取り組み、重点プロジェクトについて検討
H22.9.21	策定委員会(第6回)	計画素案・パブリックコメントについて
H22.9.27～ H22.10.26	パブリックコメント	

3. 南アルプス市環境基本計画策定委員会委員名簿（南アルプス市環境審議会）

平成21年度

（敬称略）

氏名	所属団体役職等	役職
清水 実	南アルプス市議会厚生常任委員会委員長	
森岡 千代野	南アルプス市議会総務常任委員会委員長	
長田 千昭	山梨県中北林務環境事務所環境保全幹	
小林 洋三	山梨県中北保健所峡北支所衛生課長	
水野 幸一	南アルプス警察署生活安全課長	
三枝 幹男	南アルプス市区長会連合会長	
佐々木 博文	甲西工業団地工業会会長	
高石 守	東京電力(株)甲府支社副支社長	
米山 敏彦	巨摩野農業協同組合代表理事組合長	
塩谷 一郎	南アルプス市商工会事務局長	
古屋 正	南アルプス市教育委員会委員長	
塩沢 久仙	芦安山岳館長	
今村 幸治	一般社団法人山梨県環境管理協会	会長
中込 秀樹	山梨県地球温暖化防止活動推進センター	
齊藤 尚子	櫛形環境とリサイクルの会代表	副会長
駒井 春美	山梨県地球温暖化防止活動推進員	
清水 祝子	南アルプス市女性団体連絡協議会代表	
伊東 隆雅	芦安地域代表	

平成22年度

(敬称略)

氏名	所属団体等	役職
清水 実	南アルプス市議会厚生常任委員会委員長	
森岡 千代野	南アルプス市議会総務常任委員会委員長	
長田 千昭	山梨県中北林務環境事務所環境保全幹	
望月 秀典	山梨県中北保健所峡北支所次長	
渡邊 富士雄	南アルプス警察署生活安全課長	
中込 孝之	南アルプス市区長会連合会長	
佐々木 博文	甲西工業団地工業会会長	
高石 守	東京電力(株)甲府支社副支社長	
塩澤 隆紀	巨摩野農業協同組合専務	
塩谷 一郎	南アルプス市商工会事務局長	
萩原 智子	南アルプス市教育委員会委員長	
塩沢 久仙	芦安山岳館長	
今村 幸治	一般社団法人山梨県環境管理協会	会長
中込 秀樹	山梨県地球温暖化防止活動推進センター	
齊藤 尚子	櫛形環境とリサイクルの会代表	副会長
駒井 春美	山梨県地球温暖化防止活動推進員	
清水 久子	南アルプス市女性団体連絡協議会代表	
伊東 隆雅	芦安地域代表	

4. 市内の主な施設

● 行政施設

南アルプス市役所本庁舎、南アルプス市役所西別館、八田支所、白根支所（健康福祉センター内）、芦安支所、若草支所、甲西支所・教育委員会、南アルプス市企業局、南アルプス市消防本部・消防署、八田消防署、甲西分遣所、南アルプス市地域防災交流センター

● 学校教育施設（小中学校）

八田小学校、白根源小学校、白根飯野小学校、白根東小学校、白根百田小学校、芦安小学校、若草小学校、若草南小学校、小笠原小学校、櫛形北小学校、櫛形西小学校、豊小学校、落合小学校、大明小学校、南湖小学校

八田中学校、白根巨摩中学校、白根御勅使中学校、芦安中学校、若草中学校、櫛形中学校、甲西中学校

● 給食施設

白根・八田学校給食センター、芦安学校給食共同調理場、若草学校給食センター、甲西学校給食共同調理場

● 社会教育施設（図書館）

八田ふれあい図書館、白根桃源図書館、櫛形図書館芦安分館、わかくさ図書館、櫛形図書館、甲西図書館

● 社会教育施設（生涯学習施設等）

八田高度農業情報センター、白根コミュニティ館、芦安高齢者コミュニティセンター、櫛形生涯学習センター、若草生涯学習センター、甲西農村環境改善センター

● 文化施設

春仙美術館、白根桃源美術館、ふるさと文化伝承館、ふるさと天文館、桃源文化会館、重要文化財安藤家住宅

● 健康・保健施設

八田農業者健康管理センター、栄養改善センター、健康福祉センター（白根支所）、芦安農林漁業者等健康管理センター、若草健康センター、櫛形健康センター、甲西保健福祉センター

● 高齢者・障害者福祉施設

白根げんき館、下今井ふれあいセンター、鏡中条ふれあいセンター、十日市場ふれあいセンター、藤田ふれあいセンター、櫛形社会福祉会館、くしがたすこやか八幡館、八田デイサービスセンター福祉館、デイサービスセンターわかくさ、養護老人ホーム慈恵寮、塩前フレンドリーセンター

● 児童館

八田児童館、若草なかよし児童館、おおケヤキ児童館、青少年児童センター、白根児童館

● 保育所（市立保育所）

八田保育所、巨摩保育所、白根保育所、百田保育所、白根東保育所、芦安保育所、若草保育所、櫛形中央保育所、櫛形北保育所、櫛形西保育所、豊保育所、落合保育所、南湖第一保育所、南湖第二保育所、大明保育所

● 観光施設

総合交流ターミナル（ハッピーパーク）、風の丘しらね、塩沢渓谷河川公園、道の駅しらね、芦安山岳館、北岳山荘、広河原山荘、白根御池小屋、両俣小屋、北沢駒仙小屋、南アルプス温泉ロッジ、白峰会館（芦安農産物特産物直売加工施設）、広河原インフォメーションセンター、ウッドビレッジ伊奈ヶ湖、県民の森グリーンロッジ、まちの駅くしがた

● 温泉施設

農業体験実習館「樹園」、天恵泉白根桃源天笑閣・やすらぎ館、天恵泉ヘルスパピア白根、御勅使川温泉健康交流センターふるやしき「ヘルシーハウス山溪園」、金山沢温泉（金山沢公園）、さくらの里いこいの家（遊・湯ふれあい公園）、やまなみの湯（甲西ふれあい公園）

● その他施設

八田農畜産物処理加工施設、汗かき農園、芦安交流促進センター（ふれあい館）、みどりの郷つつさわ、芦安都市農村交流センター（チロル学園）、アヤメの里活性化施設・ほたるみ館、市民活動センター、南アルプスクラインガルテン、落合創造館アミカル